

令和7年12月9日  
課名 土木建築局住宅課  
担当者 課長 中野  
内線 4163

## 被災住宅の応急修理に係る講習会の実施について

### 1 要旨・目的

災害時の迅速な応急修理に備えるため、「災害時における被災住宅の応急修理に係る協定」を締結している広島県瓦工事業組合連合会と連携して講習会を実施する。

### 2 現状・背景

災害救助法に定める災害が発生した場合、被災者からの申込により市町が業者に依頼し、被災住宅の応急修理を行う。現在、広島県瓦工事業組合連合会ほか3団体（広島県建設労働組合、広島県工務店協会、（一社）災害復旧職人派遣協会広島県支部）と業者確保のための協定を締結している。講習会の実施は昨年度に引き続き2回目となる。

### 3 概要

#### (1) 実施主体

広島県瓦工事業組合連合会、広島県

#### (2) 実施日時

令和7年12月17日（水） 14:00～16:30 （受付 13:30～）

#### (3) 場所

広島県消防学校（広島市安佐北区倉掛二丁目33番2号）

#### (4) 実施内容

##### ア 基本講座（座学）

- ・応急修理制度の概要
- ・災害時の瓦屋根被害事例
- ・屋根へのブルーシート設置に必要な道具と準備方法及び設置事例

##### イ 実技講座（実演）

瓦屋根へのブルーシートの設置方法の実演

##### ウ 参加者

広島県瓦工事業組合連合会、広島県、市町、協定締結団体

### 【昨年度の様子】



基本講座（座学）



実技講座（実演）

#### 4 その他（関連情報等）

##### 【広島県瓦工事業組合連合会 概要】

沿革	平成 15 年 4 月 1 日に設立。 (一社) 全日本瓦工事業連盟の正会員であり、(一社) 全日本瓦工事業連盟の災害規約に基づき、地域団体として、瓦屋根の破損に対する相談やブルーシート掛けを行う。
代表者	会長 竹内 昌博 氏
所在地	広島市南区大州 2-18-20 みずほビル 1 階
協力会員企業	44 団体（令和 7 年 11 月時点）

##### 【応急修理制度】

災害救助法第 4 条に基づく救助の種類の一つである。

項目	救助の概要
緊急修理	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理 災害のため住家が損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある世帯に対して、ブルーシートの展張等、緊急的に修理するもの
応急修理	日常の生活に必要最小限度の部分の修理 自宅が一定の被害（大規模半壊、半壊又は準半壊）を受けた世帯に対して、被災した住宅の屋根、居室、台所、トイレ等日常生活に必要な最小限の部分を応急的に修理するもの

##### 【被災住宅の応急修理の概略図】

